

整備型パークアンドライド駐車場に関する認定基準

事 項	認 定 基 準
1 駐車場の位置	(1) パークアンドライド駐車場として整備し又は既に整備した土地の全部又は一部が名古屋市内に存すること。 (2) 駐車場の出入口が別表第 1 に掲げる公共交通機関の駅等の改札口等から歩行距離でおおむね500m以内に設置されていること。
2 駐車場の構造	(1) 駐車場法施行令（昭和32年政令第340号。以下「令」という。）第 6 条の規定の適用を受ける場合にあつては、令第 7 条から第15条までの規定に適合すること。 (2) 前号の規定によらない場合にあつては、次の各号に掲げる構造及び設備を有すること。 ア 駐車場の出入口がおおむね令第 7 条に規定する構造であること。 イ 駐車場内に設置する車路が、おおむね令第 8 条の規定する構造を有すること。ただし、同条第 3 項第 2 号の規定は除く。 ウ 夜間において人の行動を視認できる程度の照度が確保されていること。 (3) 駐車の用に供する部分が駐車台数 1 台につきおおむね幅 2.3m以上、奥行5.0m以上であること。
3 駐車場の管理	(1) 5 台以上をパークアンドライド駐車場として 1 年以上供用すること。 (2) 駐車場利用者に対し、自動車保管場所としての証明を行わないこと。